

IMO 第 11 回旗国小委員会(FSI 11)の報告について

表記会合は、平成 15 年 4 月 7 日から 11 日までの間、ロンドンの国際海事機関(IMO)の本部において開催された。今次会合での主な審議内容は以下のとおり。

1. 2001 年 AFS 条約のガイドラインの策定

(1) 経緯

船底防汚塗料に使用される有機スズ(特に TBT:トリブチルスズ)による、海洋生物の生態異変等海洋環境に対する悪影響が、大きな問題となっていたことから、国際的な枠組み(条約)についての検討が行われ、2001 年 10 月に開催された「船舶についての防汚方法の管理に関する国際会議」において同条約(以下、AFS 条約という。)が採択された。

AFS 条約に関連し、IMO で策定することになっている 3 つのガイドラインのうち、「船舶の防汚方法の検査及び証書に関するガイドライン」は前回会合で最終化され、昨秋の MEPC48 において決議として採択されたところであり、今次会合においては、残る 2 つのガイドライン(「船舶の防汚方法の監督(PSC)に関するガイドライン」及び「船舶の防汚方法のサンプリングに関するガイドライン」)を最終化することとなっている。

(2) 審議結果

・ 船舶の防汚方法のサンプリング採取に関するガイドライン

サンプリング採取に関するガイドラインは、船舶の構造又は運航に影響を与えないで試料を採取するためのものであり、今次会合において、ドイツからの提案文書をもとにガイドライン案が作成された。今後、当該ガイドラインの最終化に向け、本年 7 月に開催される MEPC49 において検討が行われることとなった。主な内容は以下のとおり。

・ サンプリング及び分析方法

我が国が提案してきた、2Step Approach(最初に塗料中のスズの含有量を計測し、2,500 有機スズ量(mg)/kgを越える場合には、詳細な分析を行うもの。)が認められた。なお、具体的なサンプリング及び分析方法を、ガイドライン内に含めるかどうかについては、本会合において意見がまとまらなかった

・ サンプリング数

サンプリングの件数は、4 カ所とされた。また 1 カ所の試料数は、1 次分析、2 次分析及び保存用として 3 個とすることになった。

・ 分析機関

ISO17025 を満たしている研究所若しくは主管庁又は寄港国が認める適切な施設、で分析を行うこととされた。

・船舶の防汚方法の監督(PSC)に関するガイドライン

PSC のための手順に係るガイドラインである決議 A.787(19)に、船舶の防汚方法の監督に関する部分を追加する改正案が作成され、AFS 証書に係る検査等についても、他の検査項目と同様の手続きで行うこととなった。

2. 政府の責任と旗国の適合を奨励する方策

(1) 経緯

前回会合において、カナダ、デンマーク、フィンランド等より、旗国の条約実施を確実にする方策の検討に対応するため、A.847(20)を見直して旗国実施コードを作成し将来強制化することが提案され、多くの国がこれを支持したことから、今次会合において検討することとなった。

旗国実施コードの作成は、MEPC48 及び MSC76 において承認されたが、一部の国は旗国だけを強調せず、すべてのメンバー国による IMO 条約への適合の支援というような(寄港国等の責務も明記する)一般的なものにすべきであると主張しており、今次会合において、その取り扱いが検討されることとなっている。

(2) 審議結果

決議 A.847(20)を見直した後に作成される旗国実施コードの枠組みについて、旗国、沿岸国及び寄港国に共通な責務、旗国の責務、沿岸国の責務、寄港国の責務、という 4 部構成することが合意され、今次会合においては、旗国の責務の部分に関する検討が行われた。

その結果、コードに旗国以外の責務を含めることとなったため「旗国実施コード」から「IMO 条約の実施のためのコード」に名称が変更され、コードの内容については、基本的に IMO の権限の範囲内の事項に限定することとなったが、IMO の権限の範囲外のものであっても、明らかに旗国等の責務あって記載することが望ましいものについては、コードの中に含めることとなった。なお、審議の中で、現在検討中である IMO モデル監査スキームとの整合性の確保の重要性も強調された。

本コードは、2005 年に開催される第 24 回総会に提出することを目標とし、強制化に関する問題については、今後検討していくこととなった。